

もので、一般の記者、編集者に対して、非常に高圧的な内容のものである⁶⁾。

「編集権」の観念は、NHK でも受け継がれ、「編集権」を行使する権限は会長にあると解釈された。ドイツで「内部的放送の自由」が盛んに議論されていた70年1月に協会の法規室が作成した「編集権の解説書」には次のような記述が見られる⁷⁾。

「この権限は、会長の業務執行権限の中枢をなし、さらに協会内の業務執行権限体系により、指揮監督の編み目により放送業務管理の末端にまでおよんでいる。したがって、単位番組の企画から個別番組の制作・送出にいたる編集・放送のすべての段階において、一般職員の業務はすべて就業規則による業務遂行上の義務であって、編集に参画する権利が一般職員に与えられるものではない」。

同じ職業人としての番組スタッフを管理職と一般職員とに分け、管理職ではない一般職員には、業務遂行上の「義務」はあっても編集に参画する「権利」はないと言い切るこの解説には、「編集権」の排他的性格がよく現われている。

このように、日本の「編集権」概念は、花田達朗氏が適切に指摘しているように、「メディア組織の構造、従って仕事の組み立て方と職業人の意識に権力的な階層性を形成するのに大きく与ってきた」⁸⁾。終身雇傭という雇傭の形態、管理職への昇進が労働組合からの離脱につながるという企業内労働組合の性格、さらに、個別企業の中でも、また、個別企業の枠を越えたレベルでも「職能組織」の形成に成功しなかったことが、「組織内原理」としての「編集権」をこれまで支えてきた。

ドイツでは、放送法の改正に伴う「編集者綱領」の制度化によって、少なくとも一部の放送協会では、日本とは異なった組織原理に基づく内部空間が協会の中に創られている。その特徴としては次のような点を指摘することができよう。

- 1) 番組スタッフ（番組協働者）というのは、職業身分であり、したがって、管理職という職位にある番組スタッフも、正規の職員ではないフリーのスタッフも「職能組織」としての編集者総会の構成員になることが

できる。

- 2) 番組スタッフは、専門的職業者として見なされ、「職業的適格性と職能を通して」その任務を遂行することが期待されている。スタッフ相互の関係は、同じ専門的業務に従事するものの“同僚”としての連帯感が基本にある。
- 3) 放送協会の任務と番組スタッフの任務とは、「放送の自由の実現」という共通の基盤がある。その基盤の上で、番組スタッフは、その委ねられた任務を放送協会の全体的な責任の枠内で「自らのジャーナリストとしての責任」において遂行する。西部ドイツ放送法のこの規定は、番組スタッフの<自己責任>を放送法上初めて承認したものとして、その意義は大きい。
- 4) 番組スタッフの「信条の自由の保護」は、番組スタッフの役割とその職能に由来しているが、それは、専門的職業人としての番組スタッフの職業倫理を内面から支えている。この「信条の自由の保護」は、「編集者綱領」だけではなく、一般の職員を対象にした「執務規定」にもその定めがある。このことは、放送協会の中で「信条の自由の保護」についてのコンセンサスが存在していることを物語っている。
- 5) 番組スタッフの精神的自由（そこには信条の自由も含まれる）の侵害を契機とする「番組上の紛争」の処理手続きが、「編集者綱領」で詳しく規定されることで、紛争処理の道筋が具体的に明らかにされている。
- 6) 放送協会の「内部空間」では、「情報の自由」が原則となっている。番組スタッフのレベルでは、「聴聞権」、「情報収集権」として定着し、「編集者綱領」の共通の構成要素となっているが、さらに、協会の業務上の決定について、番組スタッフが自らの見解を外部の市民に対して発表することができる「公表権」が認められている。この「公表権」は、内部の番組スタッフと市民とを結ぶ一つの契機になりうると考えられている。